

国立大学法人東京科学大学情報セキュリティポリシー

1. 目的

このポリシーは、国立大学法人東京科学大学（以下「大学」という。）の理念に基づき、教育、研究、医療活動及び運營業務等を継続的かつ安定的に実施するためには、これら大学事業活動の基盤となる情報資産の適正な利用の促進及び保護が不可欠であることに鑑み、情報セキュリティ上の脅威及び危険性を十分に認識し、事業継続を担保するための情報セキュリティ水準を維持し、及び向上させることを目的とする。

2. 規則の制定方針

前述の目的を達するため、国立大学法人東京科学大学情報セキュリティ規則（令和6年規則第70号）及び国立大学法人東京科学大学情報セキュリティ監査規則（令和6年規則第71号）（以下「情報セキュリティ規則等」という。）を定め、次に掲げる対策を行う。

- (1) 情報セキュリティ組織体制の整備
- (2) 情報資産の保護
- (3) 情報システムのセキュリティの維持及び向上
- (4) 情報セキュリティインシデントへの対処
- (5) ネットワークの監視及び利用情報の取得
- (6) 情報セキュリティ監査の実施

3. 義務

大学の情報資産を運用、管理又は利用する者は、このポリシー及び情報セキュリティ規則等その他これらに基づき定められる規定を遵守しなければならない。

4. 罰則

このポリシー及び情報セキュリティ規則等その他これらに基づき定められる規定に違反した場合の情報システムの利用の規制及び罰則は、それぞれの規則等に定めることができる。